

佐賀県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年九月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

武雄市

二 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画下水道事業 武雄市公共下水道（武雄処理区）

三 事業施行期間

平成十六年六月十四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成十六年佐賀県告示第四百三十六号の事業地のうち、武雄市武雄町大字富岡字五反田及び大字永島字戸井渡地内における事業地を変更する。

(二) 使用の部分

平成十六年佐賀県告示第四百三十六号の事業地のうち、武雄市武雄町大字富岡字梶原及び字五反田、大字昭和並びに大字永島字戸井渡及び字杉橋地内における事業地を変更する。